

2016年(平成28年)4月7日

《 宇都宮定見氏の誹謗中傷に事実でもって反論します⑥ 》

～第6回(7回連続)～

大分県別府市上原町11番30号
西馬行政総合事務所 行政書士・西馬 良宣

行政書士の宇都宮定見氏は最近、自身のHPやブログ(YouTube 動画)で西馬行政総合事務所と行政書士・西馬良宣に対する誹謗中傷を繰り返しています。この中で同氏は「反論」と称して荒唐無稽な主張を標語(スローガン)として唱える等の卑劣な言動を反復しています。

中には「〇〇が△△して…」等と意味不明なものもありますが、ここに現在までに判明した、同氏が主張している主な6つの事柄について、事実を裏付ける資料を6回にわたって公開し反論します。このような同氏の行為は、西馬行政総合事務所と行政書士・西馬良宣の名誉を、著しく傷つけ、信用を毀損するだけでなく、行政書士会と他の行政書士の社会的評価も貶める事になりますので、直ちに中止する事を求めます。

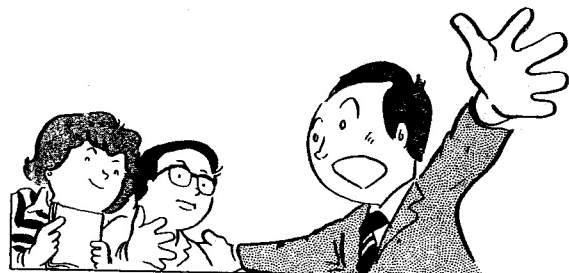
今回は「西馬は元綱紀委員長の守秘義務違反で処分の対象に…」とか「平成27年8月ころ、インターネットを利用して…陰湿な行為を繰り返して…」等と宇都宮定見氏が主張し誹謗中傷している事への反論です。

資料⑤ …「西馬は元綱紀委員長の守秘義務違反で、処分の対象に…」とか「西馬良宣は、平成27年8月ころ、インターネットを利用して、当職に対して、執拗以上の陰湿な行為を繰り返していました」等と宇都宮氏が主張する材料が、昨年8月発行の当事務所「豆ニュース」(No. 284)です。(当事務所のHPに掲載したのは1ヵ月後の昨年9月)

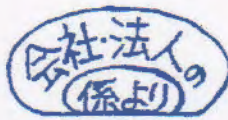
この記事で紹介したのは、昨年6月に大分県知事が宇都宮定見氏を業務停止処分にした事に対する新聞各紙やNHK・TV等での報道内容であって、綱紀委員会で当方が職務上知り得た秘密を記事にしたものではありません。参考までに、つい最近の4月4日にネット検索で出てきた地元紙大分合同新聞の読者向け記事を、資料⑤-2として掲載します。

こうした、宇都宮定見氏の行政書士としてあるまじき行為がマスコミで大きく報道された事によって、私達行政書士に対する不信感が市民の間に広まり社会的評価が貶められた訳で、当方がこうした問題の本質と背景について同じ行政書士の立場から解説記事を広くお知らせするのは当然の事と言えるでしょう。

宇都宮定見氏においては自身の行為を深く反省し、自らの信用回復に向けて新しい一歩を踏み出す事がいま最も求められているのではないのでしょうか。



書中お見舞い申し上げます。当事務所のお盆休みは 8/12(水)~8/16(日)です。この間の労災事故などお急ぎの時の連絡は、携帯 090-8401-9855 (西馬)まで。



「依頼人の金流用で県、行政書士を懲戒…」

(合同)「預託金を流用・業務停止処分、大分の行政書士」(朝日)との見出し記事が6/16付けの各紙と前日の

NHK・TVニュース等で報じられました。県に処分されたのは

大分市大道町の宇都宮定見(63)書士。「9年前、70代の男性と後見人委任契約を結び、財産管理等のために預かった預託金100万円を男性の承諾もなしに書士名義の株購入や第三者の住

宅解体費に流用。他にも全財産を書士に贈与する遺言書も作成させた…。こうした成年後見人による着服事件は全国で相次ぎ「最高裁によると弁護士・司法書士ら専門職による不正はこの5年で62件以

成年後見人の着服事件

月に1件!

東京家裁が独自対策…

上、約11億2千万円に。東京家裁は後見人弁護士が一定

額以上の財産を預かる場合には、別の弁護士を監督人につける運用を始めた」(7/23毎日)。個人の財産を護るには、専門職個人ではなくやはり社協やNPO 法人等が適しているのでは…。



「TPP で私たちの健康保険証は変わる? 変わらない?」とのテーマで、ジャーナリス

トの堤未果さんが6/19の早朝、NHK「マイあさラジオ=今週のオピニオン」で話した内容に驚き目が

覚めました。7/24夜の報道ステーションにも出ていました

が最近マスコミで注目されている若手のジャーナリストです。「密室交渉のTPPが大詰めを迎え報道は農業等の貿易問題に矮小化されているが、TPP の最重要項目は“ISD 条項”。政府もマスコミも沈黙して

いるが、TPPが“1%のクレーター”と呼ばれる所以

国民皆保険制度を残しても、医療に市場原理を導入すれば、競争の中で淘汰され制度は自然と崩壊に向かう…外国企業の自由な営利活

1%のクレーター-TPP

ISD条項

で健保はどうなる?

に制度の停止や変更を求め、損害賠償訴訟を ISD 条項で起こせるので、利益重視の米国民間保険会社が日本の公的健保制度を形骸化させる…」



毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく。「憲法9条にノーベル平和賞を」の署名用紙を一緒にお送りします。御協力お願い致します。

※

2016/4/4

依頼人の金流用で県 行政書士を懲戒 - 大分のニュースなら 大分合同新聞プレミ

Gate

大分合同新聞のスマートフォン専用アプリ誕生！ 詳細はこちら



[トップ](#)
[大分県内](#)
[国内海外](#)
[スポーツ](#)
[エンタメ](#)
[経済ch](#)
[音声](#)
[動画](#)
[撮ってん!](#)

[注目まとめ](#)
[連載](#)
[コラム](#)
[おくやみ](#)
[特集](#)
[小説](#)
[マナブン](#)
[健康](#)
[イベント](#)
[過去の号](#)

依頼人の金流用で県 行政書士を懲戒

おすすめ 0 ツイート

依頼人の預託金を無断で流用したなどとして、県は15日、大分市大道町に事務所を持つ宇都宮定見行政書士(63)を業務停止1カ月(7月11日まで)の懲戒処分にしたと発表した。処分は6月9日付。

県市町村振興課によると、宇都宮行政書士は2007年3月ごろから、宮崎市内の男性(72)から財産管理などのために預かった預託金100万円の一部を、男性の承諾なしに自身名義の株式の購入や、第三者の家屋の取り壊しなどに流用。11年5月、男性から預託金の返還を求められたが、約半年間、返さなかった。

県行政書士会は男性から11年7月に懲戒処分の請求を受け、12年2月、宇都宮行政書士に対し廃業を勧告する懲戒処分を出した。

宇都宮行政書士は、これを不服として、行政書士会を相手取り、処分の無効確認などを求めて大分地裁に提訴。一、二審とも敗訴し、現在、上告している。

県は、今年3月の二審福岡高裁判決で、流用や返還が遅れたことが「違法性が高く、行政書士にふさわしくない重大な非行に該当する」と判断されたことを踏まえ、処分した。県による行政書士の処分は県内で3例目という。

宇都宮行政書士は「一方的な処分では納得できない。訴訟を起こすなどして対応する」とコメントした。

※この記事は、6月16日大分合同新聞朝刊23ページに掲載されています。